

奈情審第98号
令和2年11月2日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年9月11日付け奈総総第339号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-6号】

奈良市長（処分庁担当課 市民部スポーツ振興課）が行った令和2年8月7日付け奈市ス第77号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 5 4 号

諮問：行文第 0 2 - 6 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が、令和 2 年 8 月 7 日付けで行った奈市ス第 7 7 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 4 月 2 7 日付けで、条例第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「処分庁」という。）に対して、「市土地開発公社（解散）が保有した旧体育施設整備事業用地（横井町）の契約書および鑑定書」の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書として特定した。

(1) 事業用地買収に係る土地売買契約書の締結について（体育設備整備事業）（平成 1 0 年 1 月 5 日付け）（以下「本件行政文書 1」という。）

(2) 鑑定評価書（平成 1 0 年 1 月 5 日付け）（以下「本件行政文書 2」という。）

3 処分庁の決定

処分庁は、本件行政文書について、次の理由で本件処分を行い、令和 2 年 8 月 7 日付でその旨を審査請求人に通知した。

(1) 本件行政文書 1

次に掲げる理由により条例第 7 条第 2 号に該当する。

ア 「土地売買契約書及び委任状の土地所有者の受任者の印影」、「委任状の土地所有者の受任者の住所及び氏名」、「土地所有者の受任者の印鑑登録証明書」及び「地積測量図の申請人の氏名及び個人印の印影」については、土地所有者から委任を受けた受任者及び地積測量図の申請人の個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため

イ 「委任状及び印鑑登録証明書の受任者の個人印の印影」及び「印鑑登録証明書の委任者の生年月日及び性別」については、委任者である土地所有者

の個人に関する情報であつて、公にすることにより、当該職員個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため

(2) 本件行政文書 2

次に掲げる理由により条例第 7 条第 3 号に該当する。

ア 「鑑定評価書の法人事業者の法人印（丸印）の印影」については、不動産鑑定をした法人事業者の法人印（丸印）であり、当該印影を公にすることにより偽造されるなど第三者に悪用され、当該法人の正当な権利、そのた正当な利益に支障を生ずるおそれがあるため

イ 「鑑定評価書の不動産鑑定士の署名及び印影」については、不動産鑑定士が鑑定評価書を発行するにあたり、資格ある不動産鑑定士が鑑定した旨を証明するものであり、公にすることにより、当該署名及び印影を偽造され、鑑定評価書自体を容易に偽造されることが可能となり、ひいては、当該法人の正当な権利、競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがあるため

ウ 「鑑定評価書の鑑定評価額、標準画地価格（設定標準画地の要因・比準価格・開発価格・規準価格・標準画地価格）、鑑定評価額」等については、不動産鑑定士の知識や経験則に基づく比較候補地の選択、不動産鑑定評価額の対象地価、土地価格、標準画地比準価格及び標準画地開発価格」に係る部分については、不動産鑑定評価額を導き出すために、不動産鑑定士の知識や経験則に基づく比較候補地の選択、不動産鑑定評価額の算出根拠となる各比較候補地の価格や補正率といった数値に関する情報であり、国土交通省が制定した、不動産鑑定士の不動産鑑定評価を行う際に用いる実施方針である不動産鑑定評価基準によると、不動産の鑑定評価は高度な知識と豊富な判断力を持ち、さらに、これらが有機的かつ総合的に発揮できる鍛錬堪能な専門家によって初めて可能な仕事であるとされていることから、これらの情報が公になると、専門家である不動産鑑定士が培ったノウハウが明らかとなり、今後不動産鑑定士が不動産鑑定業務を行うにあたって競争上の地位が損なわれるおそれがある。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

契約書の代理人氏名を開示すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。なお、反論書及び当審査会への意見書の提出並びに口頭意見陳述の申出はなかった。

本件市有地については、仲川市長が任命した第三者機関（市土地開発公社経営検討委員会、代表委員・出水弁護士）が2011年、「必要性がない土地を、時価を上回る価格で不当に買収した疑いがきわめて強い（※）」旨を公表、さらに、本件土地の買収に際しては、地権者と市との橋渡しをした人物Aがおり、Aは、当該土地買収の見返りとして市の懸案であった火葬場候補地の取得を円滑にすすめてやると、もちかけていたと、第三者機関は公表した。

市は、市民への背任にあたる重大な情報を得たにもかかわらず、以来、何も調査せず漫然と当該土地を保有し、また、何ら活用しておらず、このまま代理人氏名を非公開にすることは、組織的隠ぺいの懸念を残し、説明責任を放棄したことになる。※審査請求人注、外郭団体を迂回した買収で、実質は大川市長らが決裁。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、本件行政文書2の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、本件行政文書1に含まれる売渡人の代理人の氏名が開示されなかったことを不服として、本件処分に対し審査請求を提起するものである。
- 2 しかしながら、本件行政文書1に含まれる売渡人の代理人の氏名は、売渡人から委任を受けた受任者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するものである。
- 3 したがって、本件行政文書1のうち不開示情報である売渡人の代理人の氏名を不開示とした本件処分に何ら違法や不当な点はない。

第5 審査会の判断

審査請求人の主張を踏まえると、審査請求人は、処分庁が本件処分で不開示とした本件行政文書1のうち「土地売買契約書」に記載された相手方である土地所有者の代理人の氏名（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると認められる。

したがって、当審査会は、本件不開示部分に限定して審査した。

1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること

となるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。このほか、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

2 本件不開示部分の条例第7条第2号該当性について

審査会で見分したところ、本件行政文書1は、奈良市土地開発公社が体育施設整備事業に係る事業用地として土地所有者から当該土地の売買に係る起案文書に綴り込まれている契約書である。

このうち、処分庁が不開示とした部分は、土地所有者の代理人の住所及び氏名である。これらは、条例第7条第2号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、同号ただし書の該当性について、本件不開示部分は、同号ただし書アの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。また、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。そして、ただし書ウに規定する公務員等ではないことから、その氏名は公務員等の職務に関する情報には当たらない。

以上のことから、処分庁が本件処分において、本件不開示部分を条例第7条第2号に該当し不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件行政文書1に係る土地の売買についての市の説明責任等を理由として開示の必要性を主張している。

しかし、条例第7条各号列記以外の部分においては、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定されているとおり、開示請求に係る行政文書の開示又は不開示は、あくまでも当該行政文書に不開示情報が記録されているか否かで判断するものである。

したがって、審査請求人の主張を検討してもなお本件不開示部分の条例第7条第2号の該当性についての上記2の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 9月11日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年 9月25日	令和2年度第6回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和2年10月16日	令和2年度第7回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和2年11月 2日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法科大学院教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	